

令和2年 第6回 福岡市選挙管理委員会

3月25日(水) 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第3号 福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支  
報告書の要旨について

議案第4号 福岡市選挙管理委員会規程及び福岡市区選挙管理委員会  
規程の一部を改正する規程案について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和2年4月6日(月) 午前10時30分
- ・令和2年4月20日(月) 午前10時30分
- ・令和2年5月7日(木) 午前10時30分



### 議案第3号

福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨について

平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書について、候補者1人の出納責任者から訂正の届出があったので、令和元年福市選管告示第4号により告示した要旨を次のように改め、公表する。

令和2年3月25日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津田 隆 士

中央区選挙区候補者田中慎介の第1回報告分を次のように改める。

別紙のとおり

(理由)

選挙運動に関する収支報告書について訂正の届出があったことに伴い、公職選挙法第192条第1項の規定により公表した要旨（令和元年福市選管告示第4号）を改める必要があるため。

(関係法令)

## ○公職選挙法

(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)

**第189条** 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第185条第1項各号に掲げる事項を記載した報告書を、前条第1項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し（同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し）を添付して、次の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）に提出しなければならない。

- 一 当該選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内に
  - 二 前号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に
- 2 前項の報告書の様式は、総務省令で定める。
  - 3 第1項の報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

(報告書の公表、保存及び閲覧)

**第192条** 第189条の規定による報告書を受理したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

- 2 前項の規定による公表は、中央選挙管理会にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会にあつてはそのあらかじめ告示をもつて定めたところの周知させやすい方法によつて行う。
- 3 第189条の規定による報告書は、当該報告書を受理した選挙管理委員会又は中央選挙管理会において、受理した日から3年間、保存しなければならない。
- 4 何人も、前項の期間内においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

○公職選挙法施行規則

(要旨の公表の様式)

第24条 前条の規定によつて提出された報告書の要旨を法第192条第1項及び第2項の規定によつて公表する場合は、別記第32号様式に準じてしなければならない。

第32号様式 (報告書の要旨の公表の様式)

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成何年何月何日執行 何選挙 (何選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する  
支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

円

3 報告書の要旨

候補者氏名	候補者届出政党、 参议院名簿届出政 党等又は所属党派	期間 何月何日から 何月何日まで	第何回分
出納責任者氏名			

収 入

主たる寄附

(氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	
何 某 何	何 何	何	円
何 某 何	何 何	何	

その他の寄附 何件 何

その他の収入

今回計	何
前回計	何
総 計	何

支 出

人件費 円

家屋費

選挙事務所費

集会会場費

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

休泊費

雑 費

今回計

前回計

総 計

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	円

報告書受理年月日	平成何年何月何日	第何回報告分
----------	----------	--------

備考

- 1 各候補者の記載の順序は、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては「あいうえお」順とし、参議院比例代表選出議員の選挙においては参議院名簿届出政党等毎に「あいうえお」順とする。
- 2 「候補者届出政党、参議院名簿届出政党等又は所属党派」の欄には、衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、法第86条第1項の規定による届出があつたときは候補者届出政党の名称を、同条第2項又は第3項の規定による届出があつたときは候補者の所属する党派名を記載するものとし、参議院比例代表選出議員の選挙においては、参議院名簿届出政党等の名称を記載するものとし、その他の選挙（衆議院比例代表選出議員の選挙を除く。）においては、公職の候補者の所属する党派名を記載するものとする。
- 3 「主たる寄附」の欄には、寄附のうち寄附者別の寄附額が衆議院小選挙区選出議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙にあつては3万円以上のもの、その他の選挙にあつては1万円を超えるものについて記載するものとし、「その他の寄附」の欄には、これらの寄附以外の寄附について、その総計を何件 何円と一括記載するものとする。
- 4 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、支出の各欄ごとに外書として括弧を付して記載するものとする。

## 議案第4号

福岡市選挙管理委員会規程及び福岡市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程案について

福岡市選挙管理委員会規程及び福岡市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月25日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津田 隆 士

福岡市選挙管理委員会規程及び福岡市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

(福岡市選挙管理委員会規程の一部改正)

第1条 福岡市選挙管理委員会規程(昭和47年福岡市選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項ただし書を削る。

第23条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

(福岡市区選挙管理委員会規程の一部改正)

第2条 福岡市区選挙管理委員会規程(昭和47年福岡市選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項ただし書を削る。

第22条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正(令和2年4月1日施行)に伴い、関係規程を整理する必要があるため。

現行	改正後（案）
<p>（委員長の担当事務）</p> <p>第14条 委員長の担任する事務は法令で定めるもの及び委員会において定める規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 書記その他の職員の任免、給与、服務、賞罰等に関すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第17条 事務局に事務局長を、課に課長を、係に係長を置き、書記のうちから任命する。<u>ただし、特に必要がある場合は、事務局長、課長及び選挙係長について、非常勤職員をもつて充てることがある。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第22条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に重要であると認められる事項については、委員会又は委員長に権限を返れいしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員（役付職員を除く。）の任免、給与及び分限に関すること。</p> <p>(3)～(10) (略)</p>	<p>（委員長の担当事務）</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第17条 事務局に事務局長を、課に課長を、係に係長を置き、書記のうちから任命する。_____</p> <p>_____</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第22条 (略)</p>

(課長の専決事項)

第23条 課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 臨時的任用職員及び非常勤職員の任免に関すること。

(6) (略)

(課長の専決事項)

第23条 課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(削る。)

(5) (略)

現行	改正後（案）
<p>（委員長の担当事務）</p> <p>第14条 委員長の担任する事務は、法令で定めるもの及び委員会又は福岡市選挙管理委員会において定める規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 書記及びその他の職員の任免、給与、服務、賞罰等に関すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第17条 事務局に事務局長及び次長を、係に係長を、出張所に出張所長を置き、書記のうちから任命する。<u>ただし、特に必要がある場合は、事務局長、次長、係長及び出張所長について、非常勤職員をもつて充てることがある。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第21条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に重要であると認められる事項については、委員会又は委員長に権限を返れいしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員（役付職員を除く。）の任免、給与及び分限に関すること。</p> <p>(3)～(10) (略)</p>	<p>（委員長の担当事務）</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第17条 事務局に事務局長及び次長を、係に係長を、出張所に出張所長を置き、書記のうちから任命する。_____</p> <p>_____</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第21条 (略)</p>

<p>(次長の専決事項)</p> <p>第22条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> 臨時的任用職員及び非常勤職員の任免に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(次長の専決事項)</p> <p>第22条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>
--	---

## 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員(一般職・特別職・臨時的任用の3類型)について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

### 1. 地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加(⑰45.6万人→⑳49.8万人→㉑59.9万人→㉒64.5万人)しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行う。

#### (1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

- ① 通常の事務職員等であっても、「特別職」(臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等)として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。
- ② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

#### (2) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

### 2. 地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行う。

- 会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

【施行期日】 平成32年4月1日